

一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト企画運営等業務委託に係る提案競技

公募要領

1 目的

福岡市では、花のまち「フラワーシティ福岡」を目指し、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など福岡市のありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める「一人一花運動」を推進している。

本業務は、花・緑で「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す「一人一花『まち・ひと・しごと』づくりプロジェクト」(下図参照)をさらに推進するため、民間の力を呼び込み、花・緑人材の育成・発掘、活躍する機会の創出、花・緑への興味・関心を生む機会・きっかけを創出するとともに、多様な分野と共創することで、まちの魅力や価値を高め、花による共創のまちづくりを定着させることを目的とし、この提案競技はその業務を企画・運営する事業者を募集し選定するもの。



2 業務実施期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※契約は単年で行うが、各年度における事業実績が企画に沿ったものであると認められる場合は、審査のうえ最長3年間を期限として再契約を行う。なお、事業の実施及び予算については、当該年度における当初予算の議決を条件とするため、契約に至らない場合がある。

3 履行場所

福岡市内

4 総事業費

4,800,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

5 スケジュール

募集開始	令和7年7月9日(水)から
質問締切	令和7年7月16日(水)17 時
質問回答	令和7年7月23日(水)17 時
申込締切	令和7年7月29日(火)12 時
参加辞退締切	令和7年8月4日(月)17時
提案締切	令和7年8月4日(月)17時
プレゼンテーション	令和7年8月7日(木)(予定)
最優秀事業者決定	令和7年8月8日(金)(予定)
契約締結	令和7年8月8日(金)以降(予定)

※説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書を提出すること。

6 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年7月16日(水)17 時までに提案競技質問書(様式1)に記載の上、電子メールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、令和7年7月23日(水)17 時までに公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会(以下、「協会」という。)ホームページで回答する(公平性を期するため、上記期限以降の個別の問合せには応じない)。

- (1) 質問提出先
「19 提出先・問い合わせ先」のとおり
- (2) 回答の掲載場所
協会ホームページ>お知らせ&新着情報

7 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 日本国内に本店又は支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、福岡市から福岡市競争入札 参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
(<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>)
- (5) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係

を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、又は福岡市都市緑化啓発事業推進委員会(以下、「推進委」という。)に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びJVの構成員となることはできない。

※JVとして参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。

8 参加申込

参加を希望される場合は、「7 参加資格」を確認の上、下記のとおり提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月29日(火)12時まで ※必着

(2) 提出先

「19 提出先・問い合わせ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送または持参とする。ただし、提案競技参加申込書(様式2)のみの提出であれば、電子メールで提出し、提案者からの電話連絡により提出を確認する方法も可とする。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※「持参」の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。

(4) 提出書類

以下、①～⑦の原本を1部提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案公募の開始の日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

② 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤ 誓約書(様式3)

様式3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑥ 役員名簿(様式4)

様式4に、代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日(元号表記)を記入するこ

と。この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(留意事項)

- ・ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ・ ②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ・ 提出書類のうち、③、④及び⑦について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書(様式不問)」に当該事実を記載し、押印のうえ提出すること。
- ・ JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表(様式不問だが、参画事業者名及び押印は必須とする)」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出すること。

9 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月4日(月)17時まで ※必着

(2) 提出先

「19 提出先・問い合わせ先」のとおり

(3) 提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれかとする。

※「持参」の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。

※「電子メール」の場合、送付した旨電話連絡すること。

(4) 提出書類

参加辞退届(様式 5)

(5) 留意事項

すでに受理した書類は返却しない。

10 提案内容

一人一花運動に関する既存の制度や関連イベントなどの取組み、今後の展開の方向性や基本仕様書について確認のうえ、以下の(1)～(3)のとおり提案すること。

(1) 事業計画

花・緑による「まち・ひと・しごと」づくりの好循環を生み出すプロジェクトの全体像やコンセプト、事業体系及び今後3年間のロードマップを含む事業計画を提案すること。

(留意事項)

- ・ 福岡市では、企業版ふるさと納税を活用した一人一花『まち・ひと・しごと』づくりプロジェクトを推進している。
- ・ 本プロジェクトは多数の企業に賛同いただいております。なかでもJリーグタイトルパートナーである明治安田生命保険相互会社とは「地域活性化に関する連携協定」を締結し、共働して一人一花運動に取り組んでいくものとしている。

(2) 事業の実施

- ① 地元サッカークラブを通じた一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクトの企画・運営
 - ・令和7年10月25日(土)または26日(日)開催のアビスパ福岡ホームゲームをキックオフとしたプロジェクトの企画内容(実施期間、実施頻度、実施エリア、ステークホルダー、維持管理など)について提案すること。
 - ・維持管理が必要な場合は、自走できる仕組みを提案すること。
 - ② 多様な分野と連携した一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクトの企画・運営
 - ・プロジェクトの企画内容(課題、コラボレーション等を行う分野、実施主体、ねらい、実施時期・期間、実施場所、実施内容、実施に携わる花・緑人材の規模など)について自由に提案すること。
- (留意事項)
- ・プロジェクトは複数提案可能だが、複数提案する場合は、それぞれの企画内容について明記すること。
 - ・花卉業界の繁忙期・閑散期、花卉出荷量の多寡、価格の高低等を考慮すること。
 - ・Fukuoka Flower Show 2026 や一人一花スプリングフェスのプロモーションに繋げること。

(3) 実施体制等

- ・ 本業務を実現するための事業費の内訳、実施体制を示すこと。
- ・ 総事業費に加えて協賛金等を募り追加提案することも可能とする。ただし、協賛金等による追加提案は、事業者選定の評価の対象にはならないため、追加提案を行なう場合は協賛金等が及ぶ範囲を明確に記載すること。なお、事業者選定後に事業実施となった場合は、各年度における事業実績の評価対象とする。
- ・ 提案する企画等の類似事業実績や実施にあたって協力を得る、または共働する主体等との連携実績があれば明記すること。

11 事業提案書等の提出

本提案競技に参加する事業者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年8月4日(月)17時まで ※必着
 - (2) 提出先
「19 提出先・問い合わせ先」のとおり
 - (3) 提出方法
郵送または持参とする。
※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。
※「持参」の場合の受付時間は平日の9～17時のみとする。
 - (4) 提出書類(以下、「提案書等」という。)
下記①～③を一つにまとめ、提案者が特定できないようにし、10部提出すること
- ① 提案書
 - ・表紙・目次を除き、総数10ページ以内とすること。
 - ・A3横使い、片面印刷、フォント11pt以上、ステープル綴じ、パンチ2穴とすること。
 - ・表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付すこと。
 - ・「10 提案内容」に沿って提案書を作成すること。
 - ・表紙右上に事前にお知らせする仮社名(A社、B社など)を記載すること。

②見積書

- ・様式は不問
- ・基本仕様書に沿って明記すること。
- ・委託業務内容を実施するために必要な経費は、すべて見積書に記載すること。
- ・①、③とまとめて提出する見積書とは別に事業者名を記載し、代表者社印を押印したものを1部提出すること。

③過去の類似事業の実績

- ・当該事業と同種又は類似事業の実績があれば、同種又は類似業務の実績表(様式6)を提出すること。

(5) 提出書類の取り扱い

- ・提案書類の提出後の内容変更は認めない。
ただし、明らかな誤字・脱字の場合は、この限りではない。
- ・提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で無断使用しない。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など)を除き、原則公開の対象となる。
- ・提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- ・選定された提案は、推進委との協議により、内容の変更を求めることがある。

12 プレゼンテーションについて

提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、下記のとおり実施する。なお、提案競技に参加する者が1社であった場合でも、提案の審査・選定は実施するものとする。

(1) プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーション及び質疑応答は、当該事業を主に実施する担当者が行うこと。なお、当日の資料の追加・持ち込み等は認めない。(事前に提出された提案書等をもとに行う。)

日時:令和7年8月7日(木)(予定)

場所:福岡市役所市庁舎内会議室(福岡市中央区天神1丁目8番1号)

※詳細の日時及び場所については、対象事業者に電子メールで後日通知する。

時間:1社あたり25分(説明:15分、質疑応答10分)(予定)

(2) 審査

提案競技評価表(別紙2)をもとに、総合的に審議し、最優秀提案者を決定する。

審査結果は、令和7年8月8日(金)以降に、すべての提案者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者名については、協会ホームページ上で公表する。

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、本提案競技を辞退したものとみなす。
- ・出席者は1社につき3名までの参加とする。
- ・提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書による書類審査(1次審査)を実施し、プレゼンテーション審査対象者を決定する場合がある。
- ・総合得点の満点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない提案については選定の対象としない。最低基準点を満たす提案者がいない場合は、再公募を行うこととする。

13 その他注意事項

- (1) 提案にかかる費用は、すべて事業者が負担するものとする。
- (2) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日

本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は事業者が負うものとする。
- (4) 審査結果に関する質問は一切回答しないこととする。
- (5) 本資料を、他の目的のために使用することを禁止する。

14 契約

- (1) 選考委員会での選考に基づき、推進委は最優秀提案者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を定める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 最優秀提案者が契約の相手方として決定された場合は、次点者はその権利が消滅するものとする。
- (4) 契約は単年で行うが、本業務については継続実施する予定であるため、事業実績が企画に沿ったものであると認められる場合は審査(※)のうえ最長3年間を期限とする。なお、事業の実施及び予算については、当該年度の予算編成により決定する。
※令和8年2月頃に、実施報告書(案)を提出していただき、その成果物をもとに審査する。

15 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

16 添付資料

- (別紙1)基本仕様書
- (別紙2)提案競技評価表
- (様式1)提案競技質問書
- (様式2)提案競技参加申込書
- (様式3)誓約書
- (様式4)役員名簿
- (様式5)参加辞退届
- (様式6)同種又は類似業務の実績表

17 参考資料

- (資料1)一人一花運動について
- (資料2-1)一人一花運動リーフレット(個人活動編)
- (資料2-2)一人一花運動リーフレット(企業活動編)
- (資料3)一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト チラシ
- (資料4)令和7年度一人一花推進事業基本計画書

18 関連リンク

- ・一人一花運動 ホームページ
<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/>
- ・一人一花運動 Instagram
https://www.instagram.com/hitori_hitohana/?hl=ja

・公益財団法人 緑のまちづくり協会 ホームページ
<https://www.midorimachi.jp/>

19 提出先・問い合わせ先

〒810—0033 福岡市中央区小笹5丁目1－1 福岡市植物園 緑の情報館内
福岡市都市緑化啓発事業推進委員会 事務局
(公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会みどり課) 担当:中原
TEL: 092-260-8817 FAX:092-401-1384
MAIL:bs@midorimachi.jp